

平成 29 年度「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」に係る補助事業者募集要領

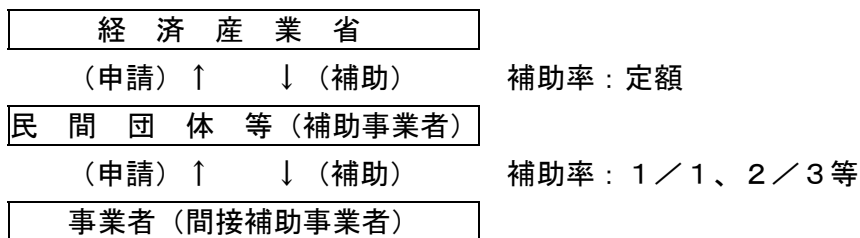
平成 29 年 2 月 9 日
経済産業省
製造産業局
自動車課

経済産業省では、平成 29 年度「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金事業」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。応募に際しては、交付要綱も併せてご確認ください。

1. 事業の目的

この補助金は、クリーンエネルギー自動車の導入事業に伴う経費に対して、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が、その費用負担を軽減するため当該経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）等に要する経費を補助し、クリーンエネルギー自動車の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的とします。

2. 事業スキーム



3. 事業内容

クリーンエネルギー自動車の導入を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、その費用負担を軽減するため、補助金を交付する事業（以下「間接補助事業」という。）等を通じ、クリーンエネルギー自動車の普及を促進する事業です。

4. 事業実施期間

交付決定日～平成 30 年 3 月 31 日

5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。)

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

6. 補助金交付の要件

(1) 採択予定件数：63,067件

(2) 補助率・補助額：定額（間接補助事業に係る補助率については下記参照）

最終的な実施内容、交付決定額は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(3) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

(4) 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

7. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成29年2月9日（木）

締切日：平成29年3月6日（月）18時必着

(2) 説明会の開催

開催日時：平成29年2月17日（金）14時～15時

場所：経済産業省 本館7階東7 第12会議室

説明会への参加を希望する方は、(4) 問い合わせへ2月16日(木) 18時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名(題名)を必ず「平成29年度クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金事業説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名(ふりがな)」「所属(部署名)」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名までお願い致します。(複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席でお願い致します。)説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

(3) 応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「平成29年度クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金申請書」と記載してください。

- ・ 申請書(様式1) <申請書1部>
- ・ 提案書(様式2) <5部>
- ・ 会社概要票及び直近の過去1年分の財務諸表 <1部>

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 製造産業局 自動車課

- 「平成 29 年度クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」担当あて
- ※ 持参、FAX 及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。
 - ※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 5. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業規模及び継続性
- ⑦ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑧ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑪ 本事業の普及促進を図る能力があるか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

9. 交付決定について

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10. 補助対象経費の計上

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

①車両導入事業費

電気自動車（含む燃料電池自動車）、プラグインハイブリッド自動車又はクリーンディーゼル自動車を導入する者に対する当該電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又はクリーンディーゼル自動車の導入に要する経費の一部を助成する事業に要する経費

②業務管理費

労務費、外注費（補助事業の適切な実施に必要な調査等を含む）、普及関連費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）

(2) 補助対象

①電気自動車：

「電気自動車」とは、搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）、又は型式認定を取得している側車付二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4項に規定する側車付二輪自動車をいう。以下同じ。）若しくは原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。以下同じ。）をいう。

ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、二輪自動車、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。）を除く。また、型式認定を取得している原動機付自転車については第二種原動機付自転車を除く。

②プラグインハイブリッド自動車：

「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。

ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車を除く。

③クリーンディーゼル自動車：

内燃機関に軽油を用いる検査済自動車であって、道路運送車両法第 41 条の規定により平成 21 年 10 月 1 日以降（車両総重量が 1.7t より大きく 2.5t 以下のもの及び車両総重量が 3.5t より大きく 12t 以下のものうち、乗車定員 10 人以下の乗用自動車を除くもの）にあっては、平成 22 年 10 月 1 日以降）に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車をいう。

ただし、検査済自動車にあっては、自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）別表第二第三項、第五項、第六項（車いす移動車等に限る。）に掲げる自動車（事業用自動車を除く。）に限る。

(3) 補助対象経費

補助対象車両の本体価格（消費税等抜き）

(4) 一台当たりの補助額

補助対象車両ごとの補助対象経費及び補助率は下表のとおりとする。

また、必要な範囲で補助額に上限と下限を定めることとする。

車両区分	補助対象経費	補助率
①電気自動車 (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの及び第一種原動機付自転車を除く)	B×C	1/1 以内
②プラグインハイブリッド自動車 (EV 走行換算距離 (JC08 モード) が 30km 以上の車両に限る)	200 千円	1/1 以内
③電気自動車 (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)	A-(D+E)	2/3 以内
④クリーンディーゼル自動車	A-(D+E)	1/8 以内
⑤電気自動車 (第一種原動機付自転車)	A-E	1/4 以内
A：車両本体価格(税抜)		

B：一充電走行距離（JC08 モード）1 km 当たりの補助単価

補助単価 1 千円/km

C：一充電走行距離（JC08 モード）(km)

D：調整額

- ・電気自動車（燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの）：0円
- ・クリーンディーゼル自動車：20万円

E：基礎額

- ・クリーンエネルギー自動車として専用設計・製造された電気自動車（燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの）、クリーンディーゼル自動車及び第一種原動機付自転車（いずれも初度登録前のものに限る。）にあつては、当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車（ベース車両）の本体価格に対して、クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の装備価格差を調整した額。
- ・補助対象車両が既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したもの（初度登録前のものに限る。）にあつては、改造後の本体価格から改造に要した費用を差し引いた額。
改造に要した費用とは、以下に掲げる経費であつて、算定根拠が明確であるもの。

- ・部品費

燃料電池・関連機器、充電器が別置型の場合は充電器、ディーゼル内燃機関、排気ガスの浄化装置その他改造に必要な部品等

- ・工事費

車体（シャシー）改造、エンジン改造、モーターの搭載、燃料電池・関連機器の取り付け、排気ガスの浄化装置の取り付けその他改造に必要な工事費

- ・設計費

設計に係る試作及び設計図書の作成に要する費用、その他の設計に必要な経費（複数台の改造に設計図書を共有できる場合は、これを考慮して1台当たりの設計費を算定したもの）

- ・検査費

必要な性能試験及び所定の検査費

- ・諸費用

改造に必要不可欠な手続等に要する費用

<クリーンエネルギー自動車の区分ごとに定める上限額>

クリーンエネルギー自動車の種類	補助金上限額
電気自動車	400 千円
プラグインハイブリッド自動車	200 千円
燃料電池自動車	上限なし
クリーンディーゼル自動車	150 千円
原動機付自転車	60 千円

<補助金下限額>

補助金交付額の算出結果が 15 千円未満となる車両は対象外

(4) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

(5) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

1.1. その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、経済産業大臣に届け出なければなりません。
- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (4) 補助事業者は、経済産業大臣が補助事業の進ちょく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで実績報告書を経済産業大臣に提出しなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。
- (8) 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。

ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることによ

り、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

(9) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

(10) 国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ^{※1}の取組を政府として推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）についても、法人インフォメーション^{※2}に原則掲載されることとなります。そのため、補助事業者（執行団体等）は、間接補助事業者に対して補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報が法人インフォメーションにおいてオープンデータとして公表される旨の周知を行ってください。

なお、法人インフォメーションへの掲載に当たり、経済産業省より補助事業者（執行団体等）に対して交付決定等に関する情報の提供を求めることになるため、補助事業者（執行団体等）はその指示に従わなければなりません。

(※1) オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

(※2) 法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<http://hojin-info.go.jp>

12. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 製造産業局 自動車課

担当：菊池

FAX：03-3501-1690

E-mail：kikuchi-ryosuke@meti.go.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「平成29年度クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 あて

平成29年度「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」申請書

申請者	企業・団体名		
	代表者役職・氏名		印または署名
	所在地		
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名）		
	役職		
	電話番号 （代表・直通）		
	E-mail		

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

平成29年度「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」
提案書

1. 事業の実施方法
* 募集要領の3. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
2. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）
3. 事業実績
類似事業の実績 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
4. 実施体制
* 実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容 * 外注、委託を予定しているのであればその内容
5. 事業費総額（千円）※記載している費目は例示。募集要領10.（1）補助対象経費の区分に応じて必要経費を記載すること。
I 人件費
II 事業費 ①旅費 ②会場費 ③謝金 ④備品費

⑤借料及び賃料

⑥消耗品費

⑦外注費

⑧印刷製本費

⑨補助員人件費

Ⅲ 委託費

小計 円

Ⅳ 消費税及び地方消費税

総額 円